

令和 8 年度韓国プロモーション業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、実施する令和 8 年度韓国プロモーション業務の委託に当たり、最適な者を選定する公募型プロポーザルに必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 委託業務の件名

令和 8 年度韓国プロモーション業務委託

(2) 委託業務の目的及び業務内容

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 1 月 29 日まで

(4) 発注者

もりおか観光プロモーション実行委員会（以下、「実行委員会」という。）（事務局：盛岡市観光課）

(5) 提案上限額（業務委託契約上限額）

3,700,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 参加資格要件

当プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす法人又は法人を核にした複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき、破産手続開始の申立てをしている者又は破産開始の申立てがされている者（ただし、同法第 30 条第 1 項に規定する破産手続開始の決定を受けた者を除く。）に該当しないこと。

(4) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

- (5) 直近の納めるべき国税（法人税、消費税及び地方消費税等）及び現在の主たる事業所所在市町村に納めるべき市税等のいずれも滞納していないこと。
- (6) 参加資格確認申請書の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、盛岡市における入札参加資格停止基準等に基づく指名停止等の入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (7) 直近5カ年の間に、海外での観光関連イベントへの出展事業を国、都道府県、市町村、一般社団法人東北観光推進機構又は独立行政法人等から受託して実施した実績があること。

4 スケジュール

企画提案募集開始	令和8年7月23日（木）から
質問受付期限	令和8年7月30日（木）17時まで
質問への回答（公表）	令和8年8月4日（火）
参加表明書兼誓約書及び企画提案の提出期限	令和8年8月17日（月）17時まで
審査会（web）の実施（予定）	令和8年8月20日（木）
選考結果の通知（受託候補者の特定）	令和8年8月25日（火）
契約締結及び業務開始	令和8年8月下旬

5 質問の受付及び回答

企画提案書の作成に関して疑義が生じた場合は、以下により問い合わせること。

(1) 受付期間

企画提案募集開始日から令和8年7月30日（木）17時まで

(2) 質問方法

質問票（様式第1号）に質問事項を記載し、本要領13に記載の実行委員会事務局（盛岡市交流推進部観光課）電子メールあて送信後、電話で実行委員会事務局へ送信した旨を電話で報告すること。電子メールの件名は以下の通りとすること。なお、電話、口頭、ファクシミリ及び持参等での質問は認めない。

・【提案者名】 令和8年度韓国プロモーション業務委託プロポーザル質問の送付

(3) 回答方法

電子メールにより質問者へ回答するとともに、盛岡市のホームページに掲載する。ただし、審査に影響しない軽微な質問や単なる事業概要に関する質問若しくは回答内容が質問者の提案内容に密接に関わるもので、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れがあるときは、質問者に対してのみ回答する。

6 参加表明書兼宣誓書

本事業に参加を希望する場合は、以下のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年8月17日（月）17時必着

(2) 提出方法

「参加表明書兼誓約書（様式第2号）」に必要事項を記載し、持参又は郵送（書留郵便、レターパック、ゆうパックに限る。）で実行委員会事務局へ提出すること。

(3) 提出書類

①～⑥を各1部提出すること。共同体の場合は、③～⑥の書類を全構成員について提出すること。なお、盛岡市物品の買入れ等競争入札参加資格者名簿に登録のある者においては、③～⑥は提出不要とする。

①参加表明書兼誓約書（様式第2号）

②共同企業体結成提出書（様式第3号） ※共同企業体の場合のみ

③企業提案者の概要が分かる資料（会社案内、パンフレット等）

④市税の滞納がないことの証明書又は主たる事業所所在地の市町村税（特別区にあたっては都税）を滞納していないことの証明書の写し

⑤履歴事項全部証明書の写し

⑥役員の一覧表（様式第4号）

7 企画提案書の提出

本事業の受託を希望する場合、以下により必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年8月17日（月）17時必着

(2) 提出方法

下記(3)提出書類を、本要領13に記載の実行委員会事務局（盛岡市交流推進部観光課）あて持参又は郵送（書留郵便、レターパック、ゆうパックに限る。）により提出すること。なお、資料一式は電子ファイル（PDF形式）も提出すること。電子メールで提出する場合は、本要領13に記載のメールアドレス宛に提出すること。電子メールの件名は以下の通りとすること。

・【提案者名】令和8年度韓国プロモーション業務委託企画提案書の提出

(3) 提出書類

①応募申込書（様式第5号）…1部

②企画提案書（任意様式）…5部

③組織等に関する調書（様式第6号）…5部

④類似業務実績書（様式第7号）…5部

⑤見積書（任意様式）… 5 部

※見積書は経費の詳細が分かるよう、項目別に数量や単価等の内訳を記載すること。「一式」等は認めない。また、本業務委託に要するすべての経費を積算すること（消費税等を含む）。

(4) 企画提案書の留意点

企画提案書で求める具体的内容は下記の通りとする。企画提案書はA 4 版で作成し、表紙及び目次を含み 15 ページ以内に収めること。

- ・ 具体的なブースのコンセプト設計、展示内容、動線に関すること
- ・ ブース運営、管理体制に関すること
- ・ 具体的なプロモーション内容（提案）に関すること
- ・ 渡航手配に関すること
- ・ 渡航中の工程に関すること
- ・ 効果検証に関すること
- ・ 仕様書と異なる事項や仕様書に定めのない事項に関する効率的・効果的な手法等

(5) その他

ア 提出書類等は返却せず、発注者の責任において処分する。

イ 企画提案に係る費用は、提案者の負担とする。

ウ 提出期限後の提案書の差し替えや再提出等は、認めない。

8 受託候補者の選定等

プレゼンテーションによる審査会を開催し、企画提案書に基づき審査及び受託候補者の選定を行う。

(1) 審査会の詳細

ア 日時

令和 8 年 8 月 20 日（木）※具体的な日時は、各提案事業者あてに個別に通知いたします。

イ 実施方法

ZOOMによる。

ウ 審査会の流れ

提案事業者より企画提案書に基づく内容説明（10 分）

質疑応答（10 分）

エ 留意事項

- ・ 提案事業者の出席人数は 2 人以内とすること。
- ・ 1 事業（参加）者からの応募は、1 提案限りとする。
- ・ 説明は事前に提出した事業提案書に基づき行うこととし、追加資料の提出等は認めない。
- ・ 正当な理由なく欠席した場合は提案を無効とする。ただし、実行委員会事務局長がやむを得な

い事情と認める場合はその限りではない。

(2) 審査項目・評価基準及び配点

別紙「審査項目・評価基準及び配点表」のとおり。

(3) 受託候補者の特定

別紙「審査項目・評価基準及び配点表」に基づき、評価、採点して順位付けを行い、各委員が付けた評価点数の合計点が最高得点の者を委託業務の契約候補者とする。

また、参加申込（企画提案）者が一人のときは、各審査委員の評価点数の平均が満点の5割以上であった場合に、委託業務の契約候補者として選定する。

ただし、合計点が最高得点の者が複数あるときの選定については次のとおりとする。

ア 各審査員の評価で1位が多い者を最優秀提案者とする。

イ アが同数の場合には、委員長が高い評価をしたものを最優秀提案者とする。

ウ イが同評価の場合は、見積金額が低い者を最優秀提案者とする。

エ ウが同額の場合はくじ引きとする。

(4) 評価及び評点は下記のとおりとする。

評価	評点（5段階評価）
優れている	5
やや優れている	4
普通	3
やや劣る	2
劣る	1
（提案書等に記載がない）	0

(5) 審査結果の通知及び公表

審査の結果については、選定後、速やかに参加申込（企画提案）者に通知する。なお、審査結果に対する質問や異議申立は受け付けない。

9 契約に関する事項

(1) 契約形態

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約とし、審査により選定された受託候補者から見積書を聴取して契約書を作成する。なお、受託候補者と契約が成立しない場合は、次点候補者と協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。

なお、本委託業務の実施については、委託業務の契約候補者の企画提案を原案のとおり実施することを約束するものでなく、必要に応じて仕様書の内容の一部を変更するなど、協議会と委託業務の契約候補者との間で協議の上、決定することとする。

(2) 予算規模

3,700,000円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とし、提案内容等を発注者と協議のうえ、契

約金額を決定する。なお、委託費は提案内容の遂行に必要な最小限度の経費とし、提案内容からその妥当性が認められる範囲とする。

10 提案書等の無効及び参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合は、提案を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

- ア 参加資格要件を満たさない場合又は契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合
- イ 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- ウ 提出書類に虚偽又は不正な記載があった場合
- エ 本要領 2 (5) に示す提案上限額を超える金額を積算した場合

11 著作権について

- ア 業務遂行上に発注者が取得した資料や報告書などの成果物に係る著作権は、その引き渡しの時に、発注者へ無償で譲渡されるものとする。
- イ 写真及びイラスト等の著作物については、発注者及び発注者が指定する第三者に対して人格権を主張しないものとする。
- ウ 写真、イラスト又は地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認や加工の可否について書面等で確認を行うものとし、許諾が得られたもののみ使用すること。

12 留意事項等

- ア このプロポーザルに関する説明会は実施しない。
- イ 必要により、提出された書類の内容について、関係機関に照会することがある。
- ウ プロポーザルの参加申込書の提出後に参加を辞退するときには、辞退書（任意様式）を提出すること。なお、辞退届の提出があった場合でも、既に提出された企画提案書等の応募書類等は返却しない。
- エ 提案内容に含まれる特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として受託者が負うものとする。

13 担当部署・問い合わせ先

住 所 〒020-8530 盛岡市内丸 12 番 2 号（盛岡市役所本庁舎別館 7 階）
担 当 課 もりおか観光プロモーション実行委員会事務局（盛岡市交流推進部観光課内）
担 当 者 観光企画係 滝村（たきむら）
電 話 019-626-7539（担当課直通）
E-mail kankou@city.morioka.iwate.jp
受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）※ 土日祝日を除く。

(別 紙)

【審査項目・評価基準及び配点表】

審査項目	評価の視点	傾斜	配 点
企画・提案コンセプト	・本委託業務の目的を理解した提案となっているか。	× 2	1 0
	・ブース出展及び渡航等手配にあたり、仕様に示した要件を満たしているか。	× 1	5
業務体制、業務工程	・業務体制や業務工程等が業務を安定的かつ適切に遂行できるものであるか。	× 2	1 0
ブース出展の準備・運営	・ブースの設営に向けて、日本出展事務局との調整や、必要な物品の調達や輸送など、準備を進める体制が整っているか。	× 2	1 0
	・韓国人旅行者のニーズや市場動向を踏まえた独自性及び訴求力の高いブースコンセプトを設定しているか。	× 2	1 0
	・本委託業務の目的を達成するにあたり、効果的な手法が取られているか。	× 3	1 5
渡航・移動手配	・渡航、移動の手配内容が、行程に無理のない範囲の提案となっているか。	× 1	5
実績・優位性	・過去の同種または類似の業務の履行実績があるか。	× 1	5
	・事業効果を高める独自の提案や工夫があり、優位性や特長がみられるか。	× 2	1 0
効果検証	・十分な効果検証を行える手法が提案されているか。	× 2	1 0
必要経費	・業務内容に見合った適切な経費であるか。見積金額は妥当か。	× 1	5
総 合 評 価	・審査項目以外に特に優れた要素がある場合は、審査項目の合計点に加算。	× 1	5
合 計 (1 0 0 点満点)			1 0 0